

令和5年度屋上庭園植栽維持管理業務委託契約書（案）

一般財団法人茨城県科学技術振興財団 理事長 江崎 玲於奈（以下「甲」という。）
と
（以下「乙」という。）とは、次のとおり
委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、別添屋上庭園植栽維持管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施方法）

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託業務の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（委託料及び支払方法）

第4条 甲は、委託料として金 円（消費税及び地方消費税の額 円を含む）を乙に支払うものとする。

2 前項の委託料は、作業終了後に、乙が甲あてに請求し、甲はその請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき保証金を免除する。

（委託業務実施計画書）

第6条 乙は、委託業務に関する実施計画書を甲の指示する期日までに、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、業務委託に関する業務実施計画書を変更しようとするときは、その変更に係る部分を速やかに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 甲は、前2項の規定により提出された業務実施計画書に不適當な部分があると認めるときは、当該部分の変更又は修正を乙に指示することができる。

（作業状況の確認）

第7条 乙は、作業を実施したときは、報告書を作成し、甲に提出して承認を得なければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況を報告させ、また、自らその状況を調査することができる。

(改善の指示)

第8条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(委託業務完了報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を甲に提出して承認を得なければならない。

(再委託の制限)

第10条 乙は、この委託事務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(守秘義務)

第11条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密その他一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

2 本条は、本契約終了後も有効とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この委託契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により委託業務を継続する見込みがないと認められたとき。

(2) 乙の業務が、甚だしく不誠実であると認められ、又はこの契約を履行する意思がないと認められたとき。

(3) その他乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による契約の解除により甲の損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、乙は同項の違約金のほか、その超える額を甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第14条 乙は、委託業務の実施中において、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第15条 この委託契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市竹園2丁目20番3号
一般財団法人 茨城県科学技術振興財団
理事長 江崎 玲於奈

乙